

いわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託 公募型プロポーザル評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき都市圏総合都市交通推進協議会が実施するいわき市地域公共交通利便増進実施計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、提案者の審査、最優秀提案者（契約候補者）、次点（以下「最優秀提案者等」という。）の選定に必要な事項を定めるものとする。

(選定の主体等)

第2条 最優秀提案者等の選定は、いわき都市圏総合都市交通推進協議会が設置する「審査委員会」が行う。

- 2 「審査委員会」は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、最優秀提案者等を選定する。
- 3 受付期間、審査期間を通じて、各委員と提案者との直接接触を禁止する。

(選定方法)

第3条 参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者のみ、提案者から提出される企画提案書の内容を主要な審査対象として審査を行い、最優秀提案者等を選定する。

- 2 提案者に対しプレゼンテーション及びヒアリングの実施を求め、その内容を審査の参考とする。
- 3 第4条に定める評価基準により、各委員が別表の審査項目ごとに採点を行う。各委員の評価点の合計を総合点とし、総合点が最も高い提案者を最優秀提案者（契約候補者）として選定する。また、総合点が2番目に高い提案者を次点とする。
- 4 最優秀提案者等として選定に値する総合点の最低点は、50点×委員数とする。

(評価基準)

第4条 評価にあたっては、別表に定める評価項目・基準に基づき審査する。

(最優秀提案者等の決定)

第5条 いわき都市圏総合都市交通推進協議会は、「審査委員会」による選定結果に基づき、最優秀提案者等を決定する。

- 2 最高得点者が2者以上となった場合は、審査委員の協議により決定する。
- 3 総合点が予め定めた最低点以上の提案者がいない場合は、最優秀提案者等を選定せず、本プロポーザルを無効とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、「審査委員会」が別途定めることとする。

附則

この要領は、令和5年6月13日から施行する。

別表（評価項目・基準）

評価項目	評価の着目点		評価基準	評価ウェイト
企業評価	業務実績		地域公共交通利便増進実施計画、地域公共交通再編実施計画に関する業務、または、路線バスの再編に関する業務実績を有するなど実施要領に示した技術上類似する業務実績を評価する。	5
配置予定技術者の経験及び能力	業務実績 専門技術力		実施要領に示した業務上類似する業務実績を評価する。	5
実施方針・業務フロー・工程表	業務理解度	業務内容の理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合優位に評価する。	5
		実施方針の妥当性	課題に対する取組み方針や実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		業務フロー、工程表の的確性	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程が的確であり、確実な業務の遂行が見込まれる場合に優位に評価する。	5
特定テーマに対する技術提案	業務提案度	特定テーマに対する的確性・実現性	特定テーマに対し、具体性、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。 ①いわき市の公共交通ネットワーク構築に向けた利便増進実施計画の策定方針について	20
			特定テーマに対し、具体性、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。 ②鉄道、バス、タクシー、その他モビリティサービスの利便増進策について	20
			特定テーマに対し、具体性、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。 ③公共交通不便地域における移動手段の確保方策について	10
			特定テーマに対し、具体性、的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。 ④タクシーを活用した域内交通確保実証事業の実施方針について	10
ヒアリング	コミュニケーション能力、提案意欲		プレゼンテーションが分かりやすく説得力があり、質疑に対する的確な応答であること、提案に意欲が感じられる場合に優位に評価する。	10
参考見積りと技術提案内容との関係	業務コストの妥当性		参考見積りに対する技術提案内容の高度さを評価する。	5
			評価点合計	100

※ 業務実績については過去10年間のものとする。

※ 100点×委員数を総合点の満点とし、50点×委員数を総合点の最低点とする。